

大阪市立桜宮幼稚園運営規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(施設の目的及び運営の方針)

第 1 条 大阪市立桜宮幼稚園（以下「幼稚園」という。）の目的は、幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することとする。

2 幼稚園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育の内容)

第 2 条 幼稚園の教育課程その他の教育の内容は、幼稚園教育要領に基づいて、園長が編成したものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 3 条 幼稚園に、園長、教員、園医その他必要な職員を置き、その員数は別表 1 のとおりとする。

2 前項の職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

(教育を行う日及び時間等)

第 4 条 幼稚園の教育を行う日については、下記のとおりとする。

(1) 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(2) 学年を次のとおりに分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 24 日まで

第 2 学期 8 月 25 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 24 日まで

(4) 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

(5) 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 7 日まで

3 特に必要があるときは、前項のほかに休業日を別に定め、又は休業日と授業日を振り替えることがある。

4 教育を行う時間は下記のとおりとする。

教育課程に係る教育時間 午前 9 時から午後 2 時 30 分（水曜日のみ午前 11 時 30 分）

(保育料等)

第 5 条 幼稚園においては、大阪市子ども・子育て支援法施行細則において規定される利用者負担額（以下、「保育料」という。）を保護者から徴収する。

2 幼稚園においては、保育料のほか別表 2 に定めるとおり実費を徴収する。

(定員)

第 6 条 幼稚園の子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の利用定員は別表 3 に定めるとおりとする。

(入園及び退園に関する事項)

第 7 条 幼稚園に入園する時期は、毎学年の始めとする。ただし、臨時に入園を許可することがある。

2 幼稚園に入園することのできる者は、本市に住所を有する者で満 3 才以上学齢の始期に達するまでの幼児とする。

3 入園しようとするときは、所定の願書により原則 30 日前までに園長に願い出なければならない。

4 園長は、入園を許可したときは、当該許可を受けた者に対して、入園許可書を交付する。

5 退園しようとするときは、所定の願書により園長に願い出なければならない。

6 一斉募集の際に、募集を上回る入園申し込みがあった場合については、抽選による選考を行う。

7 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第 8 条 幼稚園においては、幼児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条及び第 29 条第 1 項の規定に従い、警備及び防災の計画を作成し、避難・防災訓練等を行う。

2 幼稚園は、学校保健安全法第 30 条に従い、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 幼稚園は、幼児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成31年4月1日より施行する。

附則

本規程は、令和2年4月1日より施行する。